

第4節 自動車警ら隊

○鹿児島県警察自動車警ら隊の設置等に関する訓令 (平成22.3.24 鹿児島県警察本部訓令10)

改正 平成26.3訓令6

(目的)

第1条 この訓令は、鹿児島県警察の組織に関する訓令(昭和52年鹿児島県警察本部訓令第2号)第14条の22第2項の規定に基づき、鹿児島県警察自動車警ら隊(以下「自動車警ら隊」という。)の組織、活動等に関し必要な事項を定め、もってその効率的な運営を図ることを目的とする。

(任務)

第2条 自動車警ら隊は、警ら用無線自動車を用い、機動警ら及び待機の勤務を通じて、地域の実態を掌握し、すべての警察事象に即応する活動を行い、もって県民の安全と平穩を確保することを任務とし、同任務に関して、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 企画、立案及び総合調整に関すること。
- (2) 指導及び教養に関すること。
- (3) 警察庁及び管区警察局に対する報告連絡並びに他都道府県警察との連絡調整に関すること。
- (4) その他生活安全部地域課長(以下「地域課長」という。)が命ずる事項に関すること。

(組織)

第3条 自動車警ら隊は、隊長及び隊員をもって組織する。

(隊長)

第4条 隊長には、警視又は警部の階級にある警察官をもって充て、警察本部長が任命する。

2 隊長は、命を受け、自動車警ら隊の業務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

[鹿児島警47]・

(係)

第5条 自動車警ら隊に、その所掌事務を処理するため、自動車警ら係を置く。

(統括係長等)

第6条 自動車警ら隊に、統括係長その他所要の警察職員を置くことができる。

本条…一部改正(平成26.3訓令6)

(勤務種別及び勤務方法)

第7条 隊員の勤務種別は、通常基本勤務及び特別勤務とする。

2 通常基本勤務の勤務方法は、機動警ら及び待機とする。

3 特別勤務の対象となる活動は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 事件、事故等が発生した場合において、現場臨場、捜索救助、被疑者の同行その他当該事案処理のために行う活動
- (2) 緊急配備のための活動
- (3) 警察署長(以下「署長」という。)の応援要請に基づき派遣先で行う活動
- (4) その他地域課長が特に命じた活動

(活動区域)

第8条 自動車警ら隊の活動区域は、鹿児島市及びその周辺とする。ただし、地域課長が必要と認めるときは、活動区域以外の地域においても活動することができる。

(1勤務日の勤務時間等)

第9条 隊員の勤務時間、休憩時間等は、次表のとおりとする。

| 勤務制 | 区分 | 勤務開始時刻 | 勤務終了時刻 | 勤務時間 | 休憩時間 | |
|-----|----|--------|--------|---------|--------|-----|
| 交替制 | 当番 | 8時30分 | 翌8時30分 | 15時間30分 | 8時間30分 | |
| | 日勤 | A | 7時00分 | 15時45分 | 7時間45分 | 1時間 |
| | | B | 8時30分 | 17時15分 | 7時間45分 | 1時間 |
| | | C | 13時00分 | 21時45分 | 7時間45分 | 1時間 |

2 地域課長は、前項に規定する勤務の開始及び終了の時刻により難いときは、当該時刻を変更することができる。

本条…一部改正(平成23.2訓令10)

(勤務方法別の勤務時間割)

第10条 隊員の勤務方法別の勤務時間割は、次表のとおりとする。

| 区 分 | 勤 務 方 法 | |
|-----|-----------|-----------|
| | 機 動 警 ら | 待 機 |
| 当 番 | おおむね10時間 | おおむね 6 時間 |
| 日 勤 | おおむね 6 時間 | おおむね 2 時間 |

(勤務基準)

第11条 地域課長は、自動車警ら隊を効果的に運用するために勤務基準を定めるものとする。

(勤務計画)

第12条 隊長は、自動車警ら隊の活動を計画的に行うため、毎月25日までに次に掲げる事項を内容とする翌月の勤務計画を策定し、地域課長の承認を受けなければならない。

- (1) 勤務指定
- (2) 執務重点
- (3) 行事予定
- (4) その他勤務に必要な事項

2 隊長は、前項の勤務計画を変更する必要があるときは、事前に地域課長の承認を受けなければならない。ただし、急速を要し承認を受けることができないときは、事後、速やかに報告するものとする。

(指揮)

第13条 自動車警ら隊の指揮は、この訓令に特別の定めがある場合のほか、地域課長の命により隊長が行う。ただし、署長にその指揮を一時的に委ねる方が有効である場合は、当該署長にこれを委ねることができる。

(通信指令室長の措置)

第14条 通信指令室長は、緊急の事件、事故等の措置のため必要があると認めるときは、勤務中の隊員を直接指揮することができる。

(相互協力)

第15条 隊員は、事件、事故等の処理に当たっては、警察本部関係所属及び関係警察署の警察官と常に緊密な連携を保ち、相互に協力しながら、現場における初動的な措置を迅速かつ的確に行わなければならない。

(事件、事故等の処理及び引継ぎ)

第16条 自動車警ら隊が取り扱う事件、事故等の処理及び引継ぎは、別に定めるものとする。

(相互連携)

第17条 地域課長は、自動車警ら隊の効率的運用を図るため、署長と緊密な連携を保ち、相互に自動車警ら隊の機能が十分発揮されるよう配慮しなければならない。

2 署長は、自動車警ら隊の運営に関し、積極的に協力しなければならない。

(応援要請)

第18条 署長は、必要がある場合には、生活安全部長に自動車警ら隊の応援派遣の要請を行うことができる。

2 前項の要請を受けた生活安全部長は、必要があると認めるときは、地域課長にその派遣を命ずるものとする。

3 前項により出勤した隊員は、派遣先の署長の指揮を受け活動するものとする。

(教養訓練)

第19条 地域課長は、隊員に対し、必要な教養訓練を行うものとする。

(勤務引継ぎの徹底)

第20条 隊長は、隊員の勤務交替に立会い、事件、事故等の取扱状況を確実に引き継がせるとともに、装備資機材について点検を行うものとする。

(活動状況報告)

第21条 隊員は、勤務中の活動状況について隊長に報告しなければならない。

2 隊長は、毎月の活動状況を地域課長に報告しなければならない。

(服務心得)

第22条 隊員は、別に定めのあるもののほか、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 活動区域内の地理及び地形に精通するとともに、犯罪実態の把握に努めること。

(2) 勤務中は無線の聴取体制を保持し、事件、事故の発生を認知した場合は、迅速に現場に臨場すること。

(3) 待機又は休憩中であっても出勤に備え、車両その他の装備資機材を点検、整備しておくこと。

(4) 機動警ら中は、積極的に職務質問を実施し、犯罪の予防及び検挙に努めること。

- (5) 常に職務質問技能等の向上に努めるとともに、犯罪検挙のための法令の研さん、資料の収集等に努めること。
- (6) 服装、言葉遣い、態度等に留意し、適切な市民応接に努めること。
- (7) 車両の運行に当たっては、交通法令及び関係規程を遵守し、交通事故防止に努めること。

附 則

この訓令は、平成22年3月26日から施行する。

附 則 (平成23.2.17訓令10)

この訓令は、平成23年3月1日から施行する。

附 則 (平成26.3.12訓令6)

この訓令は、平成26年3月12日から施行し、平成26年3月24日から適用する。